

## 〔参考〕事前の相談・支援を充実させるためのチェックリスト

### 1 啓発資料の作成と活用

学校の設置者である市町村教育委員会は、障がいのある子どものために、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努めることが必要です。

<保護者が知りたい内容の例>

- どのような就学先となる学校や学びの場が用意されているのか
- 就学までにはどのようなことをしなければならないのか
- 子どもの教育について相談したいときにはどうしたらよいのか など

### 2 就学説明会の実施

就学時期を迎える前に就学説明会を実施し、保護者等に就学について考えるきっかけを提供することが大切です。

<具体的な就学説明会の例>

- 市町村教育委員会や学校が、就学予定者の保護者を対象に実施している
- 認定こども園・幼稚園・保育所等が市町村教育委員会と連携し、園・所内の保護者を対象に実施している
- 市町村教育委員会が、認定こども園・幼稚園・保育所等を対象に実施している

### 3 障がいのある子どもの早期発見と早期支援

障がいのある子どもの情報を把握するために、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。

<具体的な取組の例>

- 早期から支援を行っている機関への就学に関する情報を提供している
- 早期から支援を行っている機関と連携し、
  - ・本人及び保護者への教育相談に関する情報を提供している
  - ・本人及び保護者への特別な支援に関する研修の機会の提供している
  - ・個別の支援計画の作成に参画している
- 早期から支援を行っている機関におけるケース会議に参加している
- 教育委員会や学校等が行う教育相談や支援（教育センターの相談等）を共有している

### 4 早期からの就学に関する事前の教育相談の機会

- 市町村教育委員会や教育センター等に相談窓口を常設している
- 乳幼児健康診査や就学時健康診断等において保護者面談を行っている
- 市町村教育委員会の就学担当者が幼稚園等を訪問し、必要に応じて保護者面談を実施している
- 本人及び保護者が、就学を希望する学校を訪問した時に、学校の管理職等と保護者が面談を行っている